

令和 4 年 9 月市議会定例会提出議案

八 尾 市

報告第 7 号

令和 3 年度八尾市一般会計継続費精算報告書報告の件

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第 2 項の規定に基づき、
令和 3 年度八尾市一般会計継続費精算報告書を次のとおり報告する。

令和 4 年 9 月 6 日提出

八尾市長 山 本 桂 右

令和3年度 八尾市一般会計継続費精算報告書

(単位:円)

款	項	事業名	年 度	全 体 計 画					実 績					比 較				
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳				支出済額	左 の 財 源 内 訳				年割額と 支出済額 の 差	左 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源		特 定 財 源			一般財源		特 定 財 源			一般財源
					国府支出金	地 方 債	そ の 他			国府支出金	地 方 債	そ の 他			国府支出金	地 方 債	そ の 他	
9. 教育費	2. 小学校費	桂小学校 校舎改築 事業	2	228,200,000	35,329,000	149,900,000		42,971,000	228,200,000	33,844,000	136,700,000		57,656,000		△ 1,485,000	△ 13,200,000		14,685,000
			3	1,533,339,000	153,380,000	1,080,700,000		299,259,000	1,494,570,500	233,192,000	643,900,000		617,478,500	△ 38,768,500	79,812,000	△ 436,800,000		318,219,500
			計	1,761,539,000	188,709,000	1,230,600,000		342,230,000	1,722,770,500	267,036,000	780,600,000		675,134,500	△ 38,768,500	78,327,000	△ 450,000,000		332,904,500

令和4年9月6日提出
八尾市長 山本 桂 右

報告第 8 号

令和 3 年度八尾市健全化判断比率及び資金不足比率報告の件

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第 3 条第 1 項及び第22条第 1 項の規定に基づき、令和 3 年度八尾市健全化判断比率及び資金不足比率を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり報告する。

令和 4 年 9 月 6 日提出

八尾市長 山 本 桂 右

議案第59号

調停案の受諾の専決処分承認の件

八尾市立小学校で発生したいじめ事案に係る損害賠償請求事件に関する調停案の受諾については、特に緊急を要したため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分を行ったので、同条第3項により市議会の承認を求める。

令和4年9月6日提出

八尾市長 山 本 桂 右

専決第7号

調停案の受諾に関する専決処分の件

八尾市立小学校で発生したいじめ事案に係る損害賠償請求事件に関する調停案の受諾については、特に緊急を要するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分を行うものとする。

令和4年7月20日専決

八尾市長 山 本 桂 右

議案第60号

令和3年度八尾市水道事業会計未処分利益剰余金の処分の件

令和3年度八尾市水道事業会計において、未処分利益剰余金の一部を資本金に組み入れることについて、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定に基づき、市議会の議決を求める。

令和4年9月6日提出

八尾市長 山 本 桂 右

記

令和3年度八尾市水道事業会計未処分利益剰余金623,990,192円のうち、406,740,014円を資本金へ組み入れる。

議案第61号

令和3年度八尾市公共下水道事業会計未処分利益剰余金の処分の
件

令和3年度八尾市公共下水道事業会計において、未処分利益剰余金の一部を
資本金に組み入れることについて、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）
第32条第2項の規定に基づき、市議会の議決を求める。

令和4年9月6日提出

八尾市長 山 本 桂 右

記

令和3年度八尾市公共下水道事業会計未処分利益剰余金1,466,553,879円の
うち、530,000,000円を資本金へ組み入れる。

議案第62号

財産の譲与及び貸付の件

本市が、次のとおり財産を無償で譲渡し、並びに無償及び減額して貸し付けるにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定に基づき、市議会の議決を求める。

令和4年9月6日提出

八尾市長 山 本 桂 右

1 譲渡する建物

所 在	構 造	延床面積	備 考
八尾市永畑町 一丁目37番地3	鉄筋コンクリート・鉄骨造 陸屋根2階建	677.2㎡	別図1のと おり。

2 貸付する土地

所 在	地 番	地 目	地 積	備 考
八尾市永畑町 一丁目	37番3	学校用地	1,531㎡	別図2のと おり。

3 譲渡及び貸付の目的

保育所の用途に供するため

4 譲渡期日及び貸付期間

譲渡期日 令和4年10月31日

無償貸付期間 令和4年10月31日から令和5年3月31日まで

減額貸付期間 令和5年4月1日から令和25年3月31日まで

5 貸付料

年額 1,266,900円

6 譲渡及び貸付の相手方

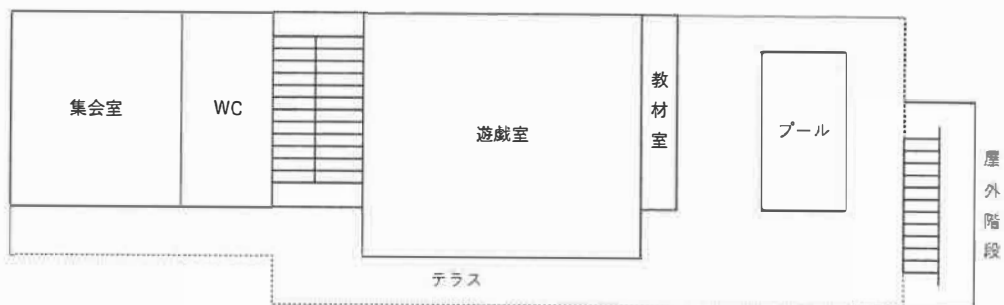
大阪市北区堂島一丁目5番17号

株式会社セリオ

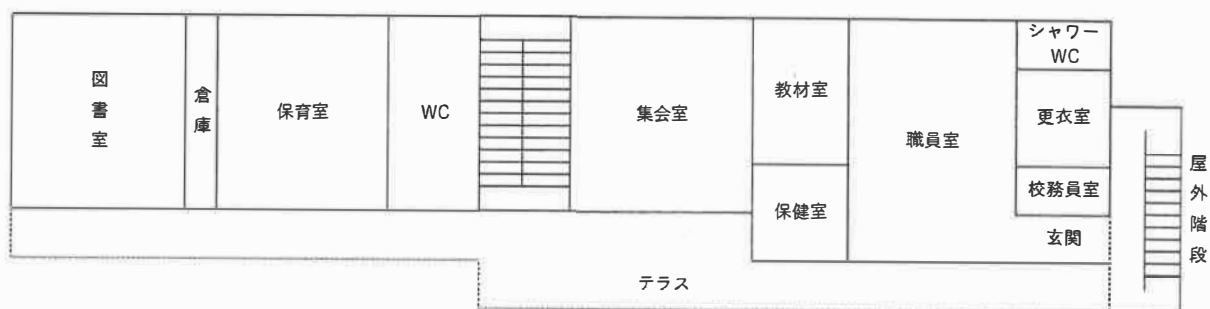
代表取締役 若瀨 久

別図 1

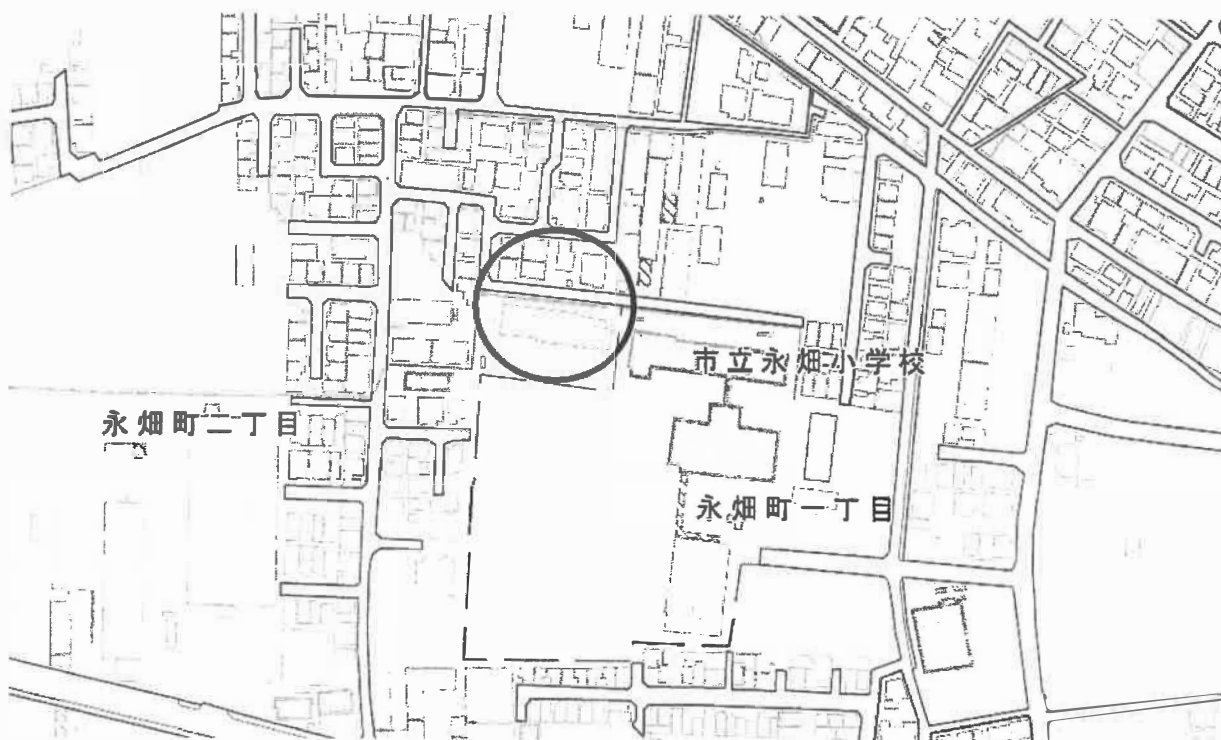
< 2 階 >



< 1 階 >



別図 2



出典：国土地理院

議案第63号

八尾市議会議員及び八尾市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例及び八尾市議会議員及び八尾市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正の件

八尾市議会議員及び八尾市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例（平成6年八尾市条例第10号）及び八尾市議会議員及び八尾市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例（平成19年八尾市条例第12号）の一部を次のように改正するにつき、市議会の議決を求める。

令和4年9月6日提出

八尾市長 山 本 桂 右

理 由

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）の一部改正により、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ポスターの作成及び選挙運動用ビラの作成の公営に要する経費に係る限度額が引き上げられたことに伴い、関係条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する次第である。

八尾市条例第 号

八尾市議会議員及び八尾市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例及び八尾市議会議員及び八尾市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

(八尾市議会議員及び八尾市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部改正)

第1条 八尾市議会議員及び八尾市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例（平成6年八尾市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第8条中「525円6銭」を「541円31銭」に、「310,500円」を「316,250円」に改める。

(八尾市議会議員及び八尾市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正)

第2条 八尾市議会議員及び八尾市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例（平成19年八尾市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第4条及び第5条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第64号

八尾市職員の定年等に関する条例等の一部改正等の件

八尾市職員の定年等に関する条例（昭和59年八尾市条例第21号）等の一部を次のように改正する等につき、市議会の議決を求める。

令和4年9月6日提出

八尾市長 山 本 桂 右

理 由

地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部改正等に伴い、職員の定年年齢を段階的に引き上げる等につき、関係条例の一部を改正する等の必要があるので、本案を提出する次第である。

八尾市条例第 号

八尾市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例

(八尾市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第1条 八尾市職員の定年等に関する条例（昭和59年八尾市条例第21号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 定年制度（第2条－第5条）

第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条－第11条）

第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条・第13条）

第5章 雑則（第14条）

附則

第1章 総則

第1条中「）第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「。以下「法」という。）第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改め、同条ただし書を削る。

第4条第1項中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き

続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その」を「当該」に改め、「により」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「その職員」を「当該職員」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その」を「当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「得て、」の次に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「定年退職日」の次に「（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由が存しなくなつた」を「第1項各号に掲げる事由がなくなつた」に、「その期限を繰り上げて退職させることができる」を「当該期限を繰り上げるものとする」に改める。

本則に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、八尾市職員給与条例（昭和23年八尾市条例第32号）第48条第1項の管理職手当、八尾市立病院に勤務する企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成20年八尾市条例第39号）第4条の管理職手当又は八尾市水道局に勤務する企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和41年八尾市条例第30号）第4条の管理職手当の支給を受ける職（医師及び歯科医師が占める職を除く。）とする。

（管理監督職勤務上限年齢）

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60

年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。
- (3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下

この章において同じ。)の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。)で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群(職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。)に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監

督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

- 4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

- 第10条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

- 第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

- 第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が

退職する場合を除く。)をした者(以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職(当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、規則で定める組合の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第5章 雑則

(委任)

第14条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附則第8項中「施行日の翌日以後に新条例第3条から第5条までの規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年以下である者」を「当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者」に、「当分の間、新条例」を「八尾市職員の退職手当に関する条例(昭和38年八尾市条例第227号。以下「退職手当条例」という。)」に改め、「第5条の3まで」の次に「及び退職手当条例附則第15項から第23項まで」を加え、「新条例第7条の5」を「退職手当条例第7条の5」に改める。

附則第9項中「施行日の翌日以後に新条例第3条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が36年以上42年以下である者」を「当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者で退職手当条例第3条第1項の規定に該当する退職をしたもの」に、「当分の間、同項又は新条例第5条の2」を「同項又は退職手当条例第5条の2及び退職手当条例附則第18項」に

改める。

附則第10項中「施行日の翌日以後に新条例第5条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超える者」を「当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者で退職手当条例第5条又は附則第16項の規定に該当する退職をしたもの」に改め、「、当分の間」を削る。

附則に次の3項を加える。

（定年に関する経過措置）

- 13 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

- 14 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において、八尾市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年八尾市条例第 号。次項において「令和4年改正条例」という。）による改正前の第3条ただし書の規定を適用する職員の定年については、前項の規定にかかわらず、65年とする。

（情報の提供及び勤務の意思の確認）

- 15 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員並びに令和4年改正条例による改正前の第3条ただし書に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては、当該職員が採用された日から同日の属する

年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度）において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

（八尾市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第2条 八尾市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年八尾市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用される職員を除く。）」を削り、同項第3号中「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加え、同項第4号中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 八尾市職員の定年等に関する条例（昭和59年八尾市条例第21号）第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

（八尾市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第3条 八尾市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年八尾市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

（職員の分限に関する条例の一部改正）

第4条 職員の分限に関する条例（昭和26年八尾市条例第110号）の一部を次のように改正する。

第5条「降任」の次に「（法第28条の2第1項の規定による降任を除く。）」を加える。

附則に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則を附則第1項とし、附則に次の見出し及び2項を加える。

（経過措置）

2 八尾市職員給与条例附則第15条の規定の適用を受ける職員に対する第3

条第2項（職員を降給することのできる場合に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは「並びに八尾市職員給与条例（昭和23年八尾市条例第32号）附則第15条の規定による場合とする」とする。

3 第5条の規定は、八尾市職員給与条例附則第15条の規定による降給の場合には、適用しない。

（職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正）

第5条 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和26年八尾市条例第111号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「1ヶ月以上6ヶ月以内」を「1日以上6月以下」に改め、「期間」の次に「、その発令の日に受ける」を加え、「八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年八尾市条例第25号）第9条第2項に規定する勤務1時間当たりの報酬の額）の10分の1以内の額を減じて行なう」を「報酬の額（八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年八尾市条例第25号）第9条第3項に規定する報酬の額を除く。）の10分の1以下を減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずる」に改め、同条第3項中「6ヶ月以内」を「6月以下」に改める。

（八尾市職員の勤務時間等に関する条例の一部改正）

第6条 八尾市職員の勤務時間等に関する条例（昭和26年八尾市条例第109号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に、「第28条の5第1項に」を「第22条の4第1項に」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条及び第4条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（八尾市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第7条 八尾市職員の育児休業等に関する条例（平成4年八尾市条例第7号）

の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 定年条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第7条の2第2号中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 定年条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第8条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第9条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

（八尾市職員給与条例の一部改正）

第8条 八尾市職員給与条例（昭和23年八尾市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第5条の2第1項第4号を次のように改める。

(4) 特定任期付職員給料表（別表第4）

第5条の2第4項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「給料月額」を「基準給料月額」に改め、同条第5項中「任期付職員給料表又は」を削る。

第5条の3中「再任用職員であつて法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第23条第4項及び第26条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第42条の2第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第42条の3第3号及び第4号並びに第42条の4第1項第1号並びに第3項

第1号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第42条の5第2項及び第47条第1項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の1条を加える。

第15条 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（第3項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条の2第3項の規定により当該職員の属する職務の級及び規則に定められるところにより当該職員の受ける号給に応じた額（前条第1項から第3項までの規定の適用を受ける職員にあつては、これらの規定による給料の額を含む。以下この条において同じ。）に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

2 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的任用職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常勤を要しない職員
- (2) 八尾市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年八尾市条例第 号）第1条の規定による改正前の八尾市職員の定年等に関する条例第3条ただし書に規定する職員
- (3) 法第28条の5第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間（法第28条の5第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された法第28条の2第1項に規定する管理監督職を占める職員
- (4) 法第28条の7第1項又は第2項の規定により勤務している職員（法第28条の6第1項に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

3 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び第5項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に第1項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項

において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(市長が定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、第1項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

- 4 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 5 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(第1項の規定の適用を受ける職員に限り、第3項に規定する職員を除く。)であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長が定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 6 第3項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の第1項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長が定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 7 前条第4項の規定にかかわらず、第1項の規定の適用を受ける職員に対する第42条の2第4項(第42条の5第3項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、第42条の2第4項中「給料月額」とあるのは「給料月額(附則第14条第1項から第3項まで並びに附則第15条第3項、第5項及び第6項の規定による給料の額を含む。)」とする。
- 8 第3項、第5項又は第6項の規定の適用を受ける職員が退職した場合に支給する八尾市職員の退職手当に関する条例の規定による退職手当の算定

の基礎となる給料の月額には、同条例附則第9項本文の規定にかかわらず、第3項、第5項又は第6項の規定による給料の額を含むものとする。

9 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下この項において「令和3年改正法」という。）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなしてこの条例の規定を適用する。この場合において、令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員にあつては、第5条の3、第23条第4項及び第26条第2項の規定は適用しない。

10 第1項から前項までに定めるもののほか、第1項の規定による給料月額、第3項の規定による給料その他第1項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

別表第1再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
	187,700	215,200	235,200	255,200	274,600	289,700	315,100	389,900

別表第2再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
	215,200	235,200	255,200	274,600	289,700	315,100	389,900

別表第3医療職給料表(1)再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
		296,200	338,600	393,000	466,000	565,900

別表第3 医療職給料表(2)再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
		187,700	215,200	235,200	255,200	274,600	315,100

別表第3 医療職給料表(3)再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
		187,700	215,200	235,200	255,200	274,600	289,700	315,100	389,900

別表第4 中任期付職員給料表を削る。

(八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正)

第9条 八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年八尾市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第11条及び第14条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(八尾市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第10条 八尾市職員の退職手当に関する条例（昭和38年八尾市条例第227号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「者（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項又は八尾市一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成22年八尾市条例第32号）第4条の規定により採用された者（以下「再任用職員等」という。）及び地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下単に「会計年度任用職員」という。）を除く。」を「もの（」に改め、同条第4項中「）が18日」を「第10条第2項において「勤務日数」という。）が18日（1月間の日数（八尾市の休日定める条例（平成2年八尾市条例第20号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあっては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第10条第2項において「職員みなし日数」という。）」に改め、同項ただし書中「再任用職員等及び」を削り、「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加える。

第5条第2項中「（前項）」を「（同項）」に改める。

第5条の3中「10年」を「15年」に改める。

第7条の4第1項中「除く。以下」を「除く。第8条第4項において」に改め、「額（以下」の次に「この項及び第5項において」を加える。

第8条第3項中「地方公務員の育児休業等に関する法律」の次に「（平成3年法律第110号）」を、「八尾市一般職の任期付職員の採用に関する条例」の次に「（平成22年八尾市条例第32号）」を加え、「及び会計年度任用職員」を「及び地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（第5項及び第13条において「会計年度任用職員」という。）」に改める。

第10条第2項中「職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日」を「勤務日数が職員みなし日数」に改める。

第12条の2第1項第1号及び第5項第2号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第12条の3の見出し及び同条第1項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」

に改める。

第12条の4第1項中「にあつては」を「には」に改め、同項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第12条の6第1項中「。以下この条」を「。以下この項から第6項まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第2項及び第3項中「にあつては」を「には」に改め、同条第4項中「禁錮」を「禁錮」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第5項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則に次の10項を加える。

- 15 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第15項」とする。
- 16 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第16項」とする。
- 17 前2項の規定は、八尾市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年八尾市条例第 号）による改正前の八尾市職員の定年等に関する条例（昭和59年八尾市条例第21号）第3条ただし書に規定する職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。
- 18 八尾市職員給与条例附則第15条の規定による職員の給料月額の設定は、第5条の2第1項に規定する給料月額の減額改定に該当しないものとする。
- 19 当分の間、第5条第1項第4号及び第5号に掲げる者に対する第5条の3及び第7条の3の規定の適用については、第5条の3中「定年に達する

日」とあるのは「定年（附則第17項に規定する職員以外の者にあつては60歳とする。）に達する日」と、第5条の3の表第5条第1項の項、前条第1項第1号の項及び前条第1項第2号の項並びに第7条の3の表第7条の項、前条第1号の項及び前条第2号の項中「その者に係る定年」とあるのは「その者に係る定年（附則第17項に規定する職員以外の者にあつては60歳とする。）」とする。

20 当分の間、第5条第1項（第1号を除く。）に規定する者に対する第5条の3の規定の適用については、同条中「退職の日において定められているその者に係る定年から15年を」とあるのは、「60歳（附則第17項に規定する職員にあつては65歳とする。）から10年を」とする。

21 当分の間、第5条第1項第2号及び第3号に掲げる者であつて附則第17項に規定する職員以外の者が60歳に達する日前に退職したときにおける第5条の3及び第7条の3の規定の適用については、第5条の3の表第5条第1項の項、前条第1項第1号の項及び前条第1項第2号の項並びに第7条の3の表第7条の項、前条第1号の項及び前条第2号の項中「100分の2」とあるのは「60歳と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の2を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除した割合」とする。

22 当分の間、第5条第1項第2号及び第3号に掲げる者であつて附則第17項に規定する職員以外の者が60歳に達した日以後に退職したときにおける第5条の3及び第7条の3の規定の適用については、第5条の3の表第5条第1項の項、前条第1項第1号の項及び前条第1項第2号の項並びに第7条の3の表第7条の項、前条第1号の項及び前条第2号の項中「100分の2」とあるのは「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

23 当分の間、八尾市職員給与条例の一部を改正する条例（平成30年八尾市条例第23号）附則第4項又は第6項の規定により職務の級及び号給を切り替えられた職員のうち同条例附則第1項ただし書に規定する規定の施行の

日の前日においてその者が受けていた給料月額（以下この項において「切替前給料月額」という。）が、特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日における給料月額と同額となり、かつ、その者が年齢60年に達する日の属する年度の末日において受けていた給料月額（以下「60歳時給料月額」という。）より多いときであつて他の職員との権衡上必要があると認められる場合における当該職員に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条まで及び第5条の2第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

(1) その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、第3条から第5条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(2) 60歳時給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者が年齢60年に達する日の属する年度の末日に現に退職した理由と同一の理由により退職し、かつ、その者に対する退職手当の基本額が第3条から第5条までの規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額に相当する額の60歳時給料月額に対する割合

イ 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合

(3) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者に対する退職手当の基本額が第3条から第5条までの規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合

イ 前号アに掲げる60歳時給料月額に対する割合

24 附則第15項から前項までに定めるもののほか、これらの規定の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

（八尾市立病院に勤務する企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一

部改正)

第11条 八尾市立病院に勤務する企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成20年八尾市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第22条の見出し中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条第1項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項」に改める。

附則に次の見出し及び2項を加える。

（経過措置）

5 第22条第1項の規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員について準用する。

6 職員（地方公務員法第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項又は令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項若しくは第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された者を除く。）が60歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該職員に適用される給料については、八尾市職員給与条例附則第15条の規定の例により管理者が別に定める。

（八尾市水道局に勤務する企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第12条 八尾市水道局に勤務する企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和41年八尾市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第18条の見出し中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条第1項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項」に改める。

附則に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則を附則第１項とし、附則に次の見出し及び２項を加える。

（経過措置）

２ 第18条第１項の規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第63号。以下「令和３年改正法」という。）附則第４条第１項若しくは第２項、第５条第１項若しくは第３項、第６条第１項若しくは第２項又は第７条第１項若しくは第３項の規定により採用された職員について準用する。

３ 職員（地方公務員法第22条の４第１項若しくは第22条の５第１項又は令和３年改正法附則第４条第１項若しくは第２項、第５条第１項若しくは第３項、第６条第１項若しくは第２項若しくは第７条第１項若しくは第３項の規定により採用された者を除く。）が60歳に達した日後における最初の４月１日以後、当該職員に適用される給料については、八尾市職員給与条例（昭和23年八尾市条例第32号）附則第15条の規定の例により管理者が別に定める。

（八尾市職員の再任用に関する条例の廃止）

第１３条 八尾市職員の再任用に関する条例（平成13年八尾市条例第12号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

第１条 この条例は、令和５年４月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第14条の規定 公布の日

(2) 第10条中八尾市職員の退職手当に関する条例第２条第４項の改正規定（「」が18日」を「第10条第２項において「勤務日数」という。）が18日（１月間の日数（八尾市の休日を定める条例（平成２年八尾市条例第20号）第１条第１項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあっては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第10条第２項において「職員みなし日数」という。）」に改める部分に限る。）及び第10条第２項の改正規定並びに附則第15条の規定

令和 4 年10月 1 日

(勤務延長に関する経過措置)

第 2 条 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第 1 条の規定による改正前の八尾市職員の定年等に関する条例（以下「旧定年条例」という。）第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により勤務することとされ、かつ、旧定年条例勤務延長期限（同条第 1 項の期限又は同条第 2 項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧定年条例勤務延長職員」という。）について、旧定年条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第 1 条の規定による改正後の八尾市職員の定年等に関する条例（以下「新定年条例」という。）第 4 条第 1 項各号に掲げる事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して 1 年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧定年条例勤務延長職員に係る旧定年条例第 2 条に規定する定年退職日の翌日から起算して 3 年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和 7 年 4 月 1 日、令和 9 年 4 月 1 日、令和 11 年 4 月 1 日及び令和 13 年 4 月 1 日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の 3 月 31 日までの間、基準日における新定年条例定年（新定年条例第 3 条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新定年条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第 3 条に規定する定年）を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の 3 月 31 日までの間に新定年条例第 4 条第 1 項若しくは第 2 項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号。以下「令和 3 年改正法」という。）附則第 3 条第 5 項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新定年条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第 3 条に規定する定年）に達している職員（当該規則で定める職にあつては、規則で定める職員）を昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新定年条例第 4 条第 3 項から第 5 項までの規定は、第 1 項の規定による勤

務について準用する。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この条から附則第6条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年条例定年（旧定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧定年条例第2条の規定により退職した者

(2) 旧定年条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者

(3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）

であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）

であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。）をされたことがある者

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年条例定年に達している者を、従前の勤務実績そ

の他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日以後に新定年条例第2条の規定により退職した者
- (2) 施行日以後に新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 施行日以後に新定年条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
- (4) 施行日以後に新定年条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
- (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
- (6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができる。

5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第4条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、組合（新定年条例第13条第1項に規定する組合をいう。次項及び附則第6条において同じ。）におけ

る前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第5条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新定年条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧定年条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、

常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新定年条例定年をいう。次条第2項及び附則第13条において同じ。）に達している者（新定年条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

第6条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧定年条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年条例定年相当年齢に達している者（新定年条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

第7条 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用される職員に対する第2条の規定による改正後の八尾市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第2項第1号の規定の適用については、同項中「定めて任用される職員」とあるのは、

「定めて任用される職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第63号）附則第４条第１項若しくは第２項又は第５条第１項若しくは第３項の規定により採用される職員を除く。））」とする。

第８条 暫定再任用職員で短時間勤務の職を占めるものは、第６条の規定による改正後の八尾市職員の勤務時間等に関する条例第２条第３項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。

第９条 暫定再任用職員に対する第10条の規定による改正後の八尾市職員の退職手当に関する条例第２条第１項の規定の適用については、同項中「（以下「職員」という。））」とあるのは「（地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第63号）附則第４条第１項若しくは第２項又は第５条第１項若しくは第３項の規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。））」とする。

（令和３年改正法附則第８条第３項の条例で定める職及び年齢）

第１０条 令和３年改正法附則第８条第３項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
 - (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職
- ２ 令和３年改正法附則第８条第３項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例第３条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

（令和３年改正法附則第８条第４項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の４第４項の条例で定める職及び年齢）

第１１条 令和３年改正法附則第４条から第７条までの規定が適用される場合における令和３年改正法附則第８条第４項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の４第４項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
 - (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職
- ２ 令和３年改正法附則第４条から第７条までの規定が適用される場合における令和３年改正法附則第８条第４項の規定により読み替えて適用する法第22条の４第４項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設

置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

（令和３年改正法附則第８条第５項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員）

第１２条 令和３年改正法附則第８条第５項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第３条から第６条までの規定が適用される間における各年の４月１日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年条例定年が基準日の前日における新定年条例定年を超える職とする。

- (1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）
- (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

２ 令和３年改正法附則第８条第５項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している者とする。

３ 令和３年改正法附則第８条第５項の条例で定める職員は、第１項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している職員とする。

（定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

第１３条 任命権者は、基準日（令和７年４月１日、令和９年４月１日、令和１１年４月１日及び令和１３年４月１日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の３月３１日までの間、基準日における新定年条例定年相当年齢が基準日の前日における新定年条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新定年条例第１２条に規定する年齢６０年以上退職者となった者（基準日前から新定年条例第４条第１項又は第２項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相

当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める者）を、新定年条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新定年条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢）

第14条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は年齢60年とする。

（八尾市職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第15条 第10条の規定による改正後の八尾市職員の退職手当に関する条例第2条第4項及び第10条第2項の規定は、令和4年10月1日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の当該期間の計算については、なお従前の例による。

（委任）

第16条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

議案第65号

八尾市職員の育児休業等に関する条例の一部改正の件

八尾市職員の育児休業等に関する条例（平成4年八尾市条例第7号）の一部を次のように改正するにつき、市議会の議決を求める。

令和4年9月6日提出

八尾市長 山 本 桂 右

理 由

非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和する等につき、条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する次第である。

八尾市条例第 号

八尾市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

八尾市職員の育児休業等に関する条例（平成4年八尾市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア(ア)中「第2条の3の2」を「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の3の2」に、「、2歳」を「当該子が2歳」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(ア) その養育する子が1歳に達する日（以下この号及び第2条の3において「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下この(ア)において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第4号ウを削る。

第2条の3第3号中「ため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））」

の翌日（当該子の１歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき」を「非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第３条第７号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合）」に改め、同号イを同号ウとし、同号ア中「非常勤職員がする」を「非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする」に、「配偶者がする」を「配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする」に改め、同号アを同号イとし、同号イの前に次のように加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の１歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第２条の３第３号に次のように加える。

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の１歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の3の2中「ため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するとき」を「非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあつては同号に掲げる場合に該当する場合）」に改め、同条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

- (1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の3の2に次の1号を加える。

- (4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であつて、当該任期」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続いて特定職に」に、「、当該任期の」を「、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の」に、「引き続き採用される日」を「採用の日」に改め、同号を同条第7号とし、同条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第7条の3第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対する改正前の第3条（第5号に係る部分に限る。）及び第7条の3（第6号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

議案第66号

八尾市手数料条例の一部改正の件

八尾市手数料条例（平成12年八尾市条例第13号）の一部を次のように改正するにつき、市議会の議決を求める。

令和4年9月6日提出

八尾市長 山 本 桂 右

理 由

長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）の一部改正に伴い、長期優良住宅維持保全計画の認定等に係る手数料の規定を整備するにつき、条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する次第である。

八尾市条例第 号

八尾市手数料条例の一部を改正する条例

八尾市手数料条例（平成12年八尾市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第9項第34号中「第85条第5項」を「第85条第6項」に改め、同項第34号の2中「第85条第6項」を「第85条第7項」に改め、同項第45号の3中「第87条の3第5項」を「第87条の3第6項」に改め、同項第45号の4中「第87条の3第6項」を「第87条の3第7項」に改める。

第4条第9項中「第60条」を「第60条第1項」に改める。

第6条の2の見出し中「長期優良住宅建築等計画」を「長期優良住宅建築等計画等」に改め、同条第1項中「から第5項」を「から第7項」に改め、「長期優良住宅建築等計画」の次に「又は長期優良住宅維持保全計画」を加え、同項の表(1)の項中「新築基準が適用される住宅」の次に「（既存の住宅を除く。以下この条において同じ。）」を、「増改築基準が適用される住宅」の次に「又は新築基準が適用される既存の住宅（以下この条においてこれらの住宅を「増改築基準が適用される住宅等」という。）」を加え、同表(2)の項から(4)の項までの規定中「増改築基準が適用される住宅」を「増改築基準が適用される住宅等」に改め、同条第6項の表中「増改築基準が適用される住宅」を「増改築基準が適用される住宅等」に改め、同表備考第2項中「第5条第6項第4号から第6号まで」を「第5条第8項第4号から第7号まで」に改め、同条第9項中「第5項」を「第7項」に改める。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

議案第67号

八尾市放課後児童室条例の一部改正の件

八尾市放課後児童室条例（平成15年八尾市条例第25号）の一部を次のように改正するにつき、市議会の議決を求める。

令和4年9月6日提出

八尾市長 山 本 桂 右

理 由

放課後児童室において、保育時間を延長し、新たな利用区分を設けることに伴い、保育料の規定を整備するにつき、条例の一部を改正する必要がある
ので、本案を提出する次第である。

八尾市条例第 号

八尾市放課後児童室条例の一部を改正する条例

八尾市放課後児童室条例（平成15年八尾市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「保育料」の次に「及び延長保育料」を加える。

第6条の見出しを「（保育料等）」に改め、同条第4項中「保育料」を「保育料等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「保育料」を「保育料等」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「保育料」の次に「及び延長保育料（以下この条において「保育料等」という。）」を加え、「次の」を「児童1人につき、別表の」に改め、同項の表を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 教育委員会規則で定めるところにより延長される開設時間を実施する保育事業（以下「延長保育」という。）を利用する児童の保護者は、前項の保育料のほか、延長保育に係る保育料（以下「延長保育料」という。）を納付しなければならない。

第7条の見出し中「保育料」を「保育料等」に改め、同条本文中「保育料」の次に「及び延長保育料（月額によるものに限る。以下この項において同じ。）」を加え、同条ただし書中「保育料」の次に「及び延長保育料」を加え、同条に次の1項を加える。

2 延長保育料（1回当たりの額によるものに限る。）は、月の初日から末日までに延長保育を利用した回数に基づき、翌々月10日までに、当該月分を納付しなければならない。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第6条関係）

区分	保育料	延長保育料
月曜日から土曜日まで入室する場合	月額6,000円	月額3,000円又は 1回150円
月曜日から金曜日まで入室する場合	月額5,000円	月額2,500円又は 1回150円

月曜日から金曜日までの5日間のうち 4日入室する場合	月額4,000円	月額2,000円又は 1回150円
-------------------------------	----------	----------------------

備考 この表において「1回」とは、30分以内の延長保育の利用をいう。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第68号

令和4年度八尾市一般会計第9号補正予算の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、令和4年度八尾市一般会計第9号補正予算を、当該予算に関する説明書とあわせ別冊のとおり提案する。

令和4年9月6日提出

八尾市長 山 本 桂 右

議案第69号

美園小学校給食調理場改築等及び旧美園幼稚園解体工事の工事請
負契約締結の件

美園小学校給食調理場改築等及び旧美園幼稚園解体工事の工事請負契約を締結するについて、八尾市契約条例（昭和39年八尾市条例第11号）第3条の規定に基づき、市議会の議決を求める。

令和4年9月6日提出

八尾市長 山 本 桂 右

記

- 1 契約の目的 美園小学校給食調理場改築等及び旧美園幼稚園解体工事
- 2 契約の種類 工事請負契約
- 3 契約の方法 条件付一般競争入札
- 4 契約金額 297,000,000円
- 5 契約の相手方
八尾市高砂町二丁目45番地17号
株式会社長谷川工務店
代表取締役 長谷川 美香
- 6 工事場所 八尾市美園町二丁目地内
- 7 仮契約年月日 令和4年7月29日

議案第70号

八尾市立小学校等教員用パソコン買入れの件

八尾市立小学校等教員用パソコンを買い入れるについて、八尾市公有財産及び物品条例（昭和39年八尾市条例第10号）第5条の規定に基づき、市議会の議決を求める。

令和4年9月6日提出

八尾市長 山 本 桂 右

記

- 1 買入れ物品 八尾市立小学校等教員用パソコン
- 2 買入れ金額 35,124,100円
- 3 買入れの相手方

大阪市北区堂島一丁目6番20号 堂島アバンザ10階

株式会社堀通信大阪支社

大阪支社長 小嶋 英昭

認定第 1 号

令和 3 年度八尾市一般会計歳入歳出決算認定の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、令和3年度八尾市一般会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり市議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 6 日提出

八尾市長 山 本 桂 右

認定第 2 号

令和 3 年度八尾市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の
件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、令和3
年度八尾市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付け
て、別冊のとおり市議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 6 日提出

八尾市長 山 本 桂 右

認定第 3 号

令和 3 年度八尾市財産区特別会計歳入歳出決算認定の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、令和3年度八尾市財産区特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり市議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 6 日提出

八尾市長 山 本 桂 右

認定第4号

令和3年度八尾市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、令和3年度八尾市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり市議会の認定に付する。

令和4年9月6日提出

八尾市長 山 本 桂 右

認定第 5 号

令和 3 年度八尾市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定
の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第 3 項の規定に基づき、令和 3
年度八尾市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付
けて、別冊のとおり市議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 6 日提出

八尾市長 山 本 桂 右

認定第 6 号

令和 3 年度八尾市土地取得事業特別会計歳入歳出決算認定の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、令和3年度八尾市土地取得事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり市議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 6 日提出

八尾市長 山 本 桂 右

認定第 7 号

令和 3 年度八尾市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計歳入歳出
決算認定の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、令和3
年度八尾市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計歳入歳出決算を、監査委員の
意見を付けて、別冊のとおり市議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 6 日提出

八尾市長 山 本 桂 右

認定第 8 号

令和 3 年度八尾市病院事業会計決算認定の件

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第 4 項の規定に基づき、令和 3 年度八尾市病院事業会計決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり市議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 6 日提出

八尾市長 山 本 桂 右

認定第 9 号

令和 3 年度八尾市水道事業会計決算認定の件

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第 4 項の規定に基づき、令和 3 年度八尾市水道事業会計決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり市議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 6 日提出

八尾市長 山 本 桂 右

認定第10号

令和3年度八尾市公共下水道事業会計決算認定の件

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定に基づき、令和3年度八尾市公共下水道事業会計決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり市議会の認定に付する。

令和4年9月6日提出

八尾市長 山 本 桂 右

令和 4 年 9 月市議会定例会提出議案

令和 4 年 9 月発行（R 4－84）

八尾市総務部政策法務課